

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険（国保）加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、申請が必要です。

■対象 次のすべての要件を満たす人

- ・離職時点65歳未満
- ・雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

※特定受給資格者と特定理由離職者の確認は、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知に記載されている離職年月日と離職理由コードで確認できます（離職理由コードは右記の二次元コードから確認できます）。



■軽減方法 失業者の前年給与所

得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

■軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間

(例)令和6年3月31日～令和7年3月30日に失業した人

国保料＝離職日翌日の属する月から令和8年3月まで

高額療養費負担限度額等＝離職月の翌月から令和8年7月まで

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。

■手続きに必要なもの マイナンバーカード、国民健康保険証または資格確認書、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

バーカード、国民健康保険証または資格確認書、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。

■手続きに必要なもの マイナンバーカード、国民健康保険証または資格確認書、加入者全員の収入状況等を証明できる書類（給与支払証明書等）、通帳全て、家賃がわかるもの（賃貸のみ）
※要件等詳しくは、お問い合わせください。

を貸し付けします。
※貸付金の償還は、高額療養費の充当により行います。

■手続きに必要なもの マイナンバーカード、国民健康保険証または資格確認書、医療費の請求書

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

■手続きに必要なもの マイナン

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

■減免期間 原則年間3カ月以内（医師の意見書により最大6カ月まで延長可）

高額医療費貸付金

国保加入者が医療機関で1カ月に支払う一部負担金が多く高額療養費が発生する場合、高額療養費が支給されるまでの間、その金額

令和7年度国民健康保険料が決定

令和7年度の国民健康保険（国保）料が決定しました（表1）。保険料は、加入者の医療給付費にあてて医療分と後期高齢者支援金に係る支援分、介護納付金に係る介護分（40歳～64歳の人）の合計となります。

■未就学児の均等割額の軽減（申請不要）

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国保に加入している未就学児（令和7年度は平成31年4月2日以降生まれのお子さん）の均等割額を減額します（表2）。

※法定軽減を適用する低所得者世帯も対象です。

■保険料の納付通知書

国保は、万一の病気やけがに備えて、お金（保険料）を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの10期割です。

口座振替の人は自動的に振替します。口座振替を希望される人は同封の口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、指定金融機関にお申し込みください。

また、一定の要件により保険料が年金から天引き（特別徴収）となる場合は、6月に送付する納付通知書の表紙に「特別徴収用」と表示しています。

※10月から天引き対象となる人は、9月（4期）まで口座振替や納付書で納入してください。

■納付方法の変更

年金から天引きされる保険料は、届け出により口座振替に変更

1 令和7年度保険料率

区分	医療分	支援分	介護分
所得割	8.76%	3.06%	2.78%
均等割	31,931円	11,097円	11,772円
世帯平等割	20,372円	6,955円	5,801円
賦課限度額	66万円	26万円	17万円

2 令和7年度未就学児均等割額の軽減例（未就学児1人あたり）

法定軽減	区分	軽減前	軽減後
軽減なし	医療分	31,931円	15,965円
	支援分	11,097円	5,548円
2割軽減	医療分	25,544円	12,772円
	支援分	8,877円	4,438円
5割軽減	医療分	15,965円	7,982円
	支援分	5,548円	2,774円
7割軽減	医療分	9,579円	4,789円
	支援分	3,329円	1,664円

■保険料の算出例

4人家族（未就学児がいない世帯）で2人が介護保険2号被保険者（40歳～64歳）に該当する場合

世帯の所得	法定軽減	保険料
43万円	7割	68,620円
165万円	5割	292,500円
267万円	2割	510,050円
300万円		603,990円
400万円		749,990円

できます。ただし、天引き対象外の保険料は口座振替や金融機関、コンビニ、スマホ決済アプリで納付してください。詳しくは、納付書の裏面をご覧ください。

■擬制世帯主

世帯主には、国保の各種届け出や保険料を納める義務があります。世帯主が国保の加入者でない場合でも世帯に国保の加入者がいる場合は、これらの義務を負うことになります。

このような国保の加入者でない世帯主を「擬制世帯主」といいます。なお、擬制世帯主の所得は保険料計算には含まれません。

☎国保医療課国保年金係（☎983-2962）

市営住宅等の入居者募集

市営住宅と府営住宅の入居者を募集します。

■申込資格 次のすべての要件を満たす人

- 1 市税を完納している
- 2 住宅に困窮している
- 3 令和4年5月31日以前から現在まで八幡市に住民登録があり、居住している

4 同居親族が同居予定の親族がいる（事実婚と同様の関係にある人や婚約者、パートナーシップ宣誓者を含む）

5 世帯の合計所得が、入居資格に定める収入基準額以下

6 申込者および同居予定の親族が暴力団員または暴力団構成員でない

※単身で申し込む場合は、上記4

以外の資格ほか、単身での入居資格を備えていること。

※ひとり親世帯向け住宅は、18歳未満（平成19年6月2日以降生まれ）の児童を1人以上扶養するひとり親世帯に限る。

■必要書類（以下の2～4は申込者全員のマイナンバーカードがあれば提出不要）

1 市営住宅等入居申込書（5月26日〈月〉以降住宅管理課窓口や市ホームページから入手可）

2 令和7年度市・府民税課税証明書、または非課税証明書

3 申込者と同居親族全員の住民票の写し（外国人は、「在留期間等」「在留期間満了日」「在留資格」「国籍・地域」が記載された書類も必要）

4 納税義務者全員の完納証明書

5 その他必要書類（身体障害者手帳の写し等）

※パートナーシップ宣誓者は市発行の同宣誓書受領書が必要。

※当選した場合は、2～5の必要書類を指定する期日までに提出してください。そろわない場合、当選は無効になります。

※申込条件等詳しくは、住宅管理課窓口または市ホームページ（右記の二次元コードからアクセス可）から入手できる募集案内書で要確認。

■申込期間・場所 6月2日（月）～20日（金）の平日午前9時～午後4時（正午から午後1時は除く）に必要書類を住宅管理課へ持参。※郵送および電話による申込不可。



■募集住宅一覧表（一般住宅）

種別	団地名	間取り	募集戸数
府営	小松（※1）	3DK・B・T 61㎡	各1
	小松（※2）	1F：1DK・B・T 2F：2部屋 69.1㎡	
	美桜	3DK・B・T 46.9㎡	
市営	清水井（※2）	2DK・B・T 45.5㎡	
	上ノ段	1F：1DK・B・T 2F：2部屋 74.3㎡	

〈ひとり親世帯向け住宅〉

種別	団地名	間取り	募集戸数
市営	雄徳（※3）	3DK・B・T 67㎡	1

※1 特に住宅にお困りのひとり親や障がい者、高齢者世帯などが対象の優先入居対象住宅です。

※2 単身者の申込可能。

※3 駐車場はありません。

☎住宅管理課（☎983-5767）